

令和8年度から始まりました!!

事業主のみなさま ご活用ください!!

## 岸和田市

# 奨学金返還支援事業助成金(企業版)

岸和田市では、従業員への奨学金返還支援（代理返還または手当等）を行う、市内の中小企業等に対し、その経費の一部を助成します。

令和5年4月1日以降に就職された市内在住の35歳未満の正規雇用の従業員への支援が対象です。ぜひ、若年者の採用に向けた求人活動や定着のためにご活用ください。

### 代理返還

企業が、奨学金の貸与を受けた従業員に代わって、貸与額の一部又は全部を奨学金の債権者に対して直接返還すること

### 手当等

企業が、従業員による奨学金の返還を支援するために、通常の給与等に加算して支給する手当等

### 企業への助成額

従業員1人あたり  
令和8年1月1日～12月31日  
までに支払われた  
代理返還金又は手当等の  
2分の1以内（上限9万円）

最大 **45** 万円

### 申請期間

令和9年

1月20日 水

2月26日 金



対象要件などは詳しくは裏面へ

# 岸和田市

## 奨学金返還支援事業助成金(企業版)

従業員への奨学金返還支援を行う、市内の中小企業等に対し、その経費の一部を助成します

令和5年4月1日以降に採用された市内在住の35歳未満の正規雇用の従業員への支援が対象です

### 助成対象事業者

以下のすべてに該当する方が対象です

- ① 市内に事務所又は事業所を有し、当該事務所等において実態を伴う事業活動を行っている中小企業等(※)である (※)中小企業等経営強化法第2条第2項に規定
- ② 岸和田市税を滞納していない
- ③ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主である
- ④ 代表者及び従業員等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない
- ⑤ その他市長が不相当と認める企業でないこと
- ⑥ 助成対象経費について、本市その他の公的機関等から他の補助金等の交付を受けていない

### 支援対象従業員

以下のすべてに該当する方が対象です

- ① 令和5年4月1日以降に、市内企業等と正規雇用の契約を締結して採用され、申請日において、継続して勤務している
- ② 申請日以降6か月以上継続して勤務することが見込まれる
- ③ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している
- ④ 令和9年3月31日時点で年齢が**35歳未満**
- ⑤ 申請日時点で市内に住所を有し5年以上定住する意思がある
- ⑥ 岸和田市税を滞納していない
- ⑦ 本市その他の公的機関等から奨学金の返還に係る補助金等の交付を受けていない

※本助成金の支援対象従業員となった方が、雇用契約を解消した場合は、再度支援対象従業員となることはできません

### 対象奨学金

- 独立行政法人 日本学生支援機構
- 公益財団法人大阪府育英会
- 一般財団法人 岸和田市奨学会
- 大学等

### 助成対象経費

支援対象従業員に代わって奨学金の債権者に直接支払った「代理返還金」又は助成対象事業者が、支援対象従業員の奨学金の返還を支援するために通常の給与等に加算して支給した「手当等」のうち、以下のすべてに該当するもの

- ① 社内規定等に基づき支給又は支払われるもの
- ② 正規雇用された日以降に返還されたもの
- ③ 正規雇用された日以降、支援対象従業員が最初に奨学金を返還した月から起算して**60か月**を経過する月までの間に返還されたもの
- ④ 令和8年1月1日～12月31日までに支払われたもの

※支援対象従業員が退職した時に、支払った代理返還金又は既に支給した手当等の全部又は一部の返還を求める場合は除く

※代理返還金のうち、支援対象従業員の給与を減額して支払うもの等は除く

※本助成金は、事業の見直し等により終了することがあり、60か月の支援を確約するものではありません

### 申込方法

申請書類と必要書類をそろえて、岸和田市役所産業政策課に持参してください。



お申込み・お問い合わせ

岸和田市役所 産業政策課 (労働政策担当)

☎ 072-423-9621

✉ roudou-k@city.kishiwada.lg.jp

詳しくは  
こちら ▶

